

平成27年5月11日
九州地方整備局
延岡河川国道事務所

記者発表資料

五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会委員会を開催します

五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会委員会では、五ヶ瀬川水系の水質の汚濁の防止と、豊かな自然環境の保持のため、流域の関係機関が連携して水質事故への対応などの活動を行っています。

今回の委員会において、平成26年度事業報告と平成27年度事業計画の提案を行います。

○開催日 平成27年5月22日（金） 13:00～13:25

○場所 延岡市役所 6階会議室（607）
延岡市東本小路2番地1

○内容 平成26年度事業報告について
（水質の現況、水質事故の発生状況等）
平成27年度事業計画（案）について

○参考（構成団体）

宮崎県 延岡土木事務所、西臼杵支庁、延岡保健所
高千穂保健所、東臼杵農林振興局
熊本県 上益城地域振興局土木部、阿蘇地域振興局土木部
大分県 佐伯土木事務所
市・町 延岡市、日之影町、高千穂町、五ヶ瀬町、高森町
山都町、佐伯市
国 国土交通省延岡河川国道事務所（事務局）
[3県（8機関）、2市5町（7機関）、国（1機関）]

※会場内には記者席を用意しております。

問い合わせ先
国土交通省

延岡河川国道事務所

技術副所長
河川管理課長

志賀 三智
永岡 紳一郎

TEL（0982）31-1155（代表）

会議次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- ① 平成26年度事業報告について
- ② 平成27年度事業計画(案)及び規約改正(案)
について
- ③ その他

4. 閉 会

五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会規約

(目 的)

第1条 この協議会は、五ヶ瀬川並びにこれに流入する河川及び水路等の水質について、関係機関の連絡調整を密にし、五ヶ瀬川水系の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保持することを目的とする。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

1. 水質に関する情報の交換
2. 水質監視体制に関する連絡調整
3. 緊急時の措置に関する連絡及び連絡通報体制の整備
4. 汚濁源に対する水質改善の協力の要請
5. 水質汚濁防止に関する広報活動
6. その他第1条の目的を達成するために必要と認める事項

(組 織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関をもって組織する。

(役 員)

第4条 協議会は、委員会及び幹事会で組織し、次の役員をおく。

委 員 会	会 長	1 名
	副 会 長	1 名
	委 員	14 名
幹 事 会	幹 事 長	1 名
	副 幹 事 長	1 名
	幹 事	22 名

(会長及び副会長)

第5条 会長は協議会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

2. 会長には、九州地方整備局延岡河川国道事務所長、副会長には、宮崎県延岡土木事務所長の職にあるものをもってあてる。

(委員及び委員会)

第6条 委員は、関係機関の長若しくは関係機関の推薦するものをもってあてる。

2. 委員会は、少なくとも年1回会長が招集し、協議会運営の統括的な事項を決定する。

(幹事長及び副幹事長)

第7条 幹事長は、幹事会を運営し会長を助けて会務を処理する。

2. 幹事長には、九州地方整備局延岡河川国道事務所副所長（技術）の職にあるものをもってあてる。副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。副幹事長には、宮崎県延岡土木事務所次長の職にあるものをもってあてる。

(幹事及び幹事会)

第8条 幹事は、関係機関の職員の中から、関係機関の推薦するものをもってあてる。

2. 幹事会は、必要の都度幹事長が招集し、協議会の事業を推進する。幹事会の成果は、委員会に報告しその承認を得なければならない。
3. 幹事会には、必要に応じ分科会を設けることができる。

(顧問)

第9条 協議会には、委員会の推薦により、顧問をおくことができる。

2. 顧問は、委員会及び幹事会に出席し意見を述べることができる。

(専門委員)

第10条 専門委員は、必要に応じ会長が学識経験者の中から委嘱する。

2. 会長及び幹事長は、必要に応じ委員会又は幹事会に専門委員の出席を求めて、その専門委員に係る事項について意見を徴収することができる。

(任期)

第11条 役員の任期は、その職務にある期間とする。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、九州地方整備局延岡河川国道事務所におく。

(規約の改正)

第13条 本規約の改正は、委員会の決議によらなければならない。

(委任)

第14条 本規約に定めるもののほか本会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則
この規約（会則）は昭和49年1月16日から施行する。

附 則
この規約は平成3年7月25日から施行する。

附 則
この規約は平成5年5月26日から施行する。

附 則
この規約は平成13年5月21日から施行する。

附 則
この規約は平成14年5月31日から施行する。

附 則
この規約は平成15年6月2日から施行する。

附 則
この規約は平成16年5月7日から施行する。

附 則
この規約は平成17年5月23日から施行する。

附 則
この規約は平成18年5月12日から施行する。

附 則
この規約は平成19年5月22日から施行する。

附 則
この規約は平成20年5月20日から施行する。

附 則
この規約は平成21年5月15日から施行する。

附 則
この規約は平成23年5月23日から施行する。

附 則
この規約は平成25年5月21日から施行する。

附 則
この規約は平成26年5月19日から施行する。

別 表（第3条の関係機関）

関係行政機関	委員	幹事
九州地方整備局 延岡河川国道事務所	所 長	副 所 長 河川管理課長 調査第一課長 延岡出張所長
宮 崎 県 延岡土木事務所 西臼杵支庁 延岡保健所 高千穂保健所 東臼杵農林振興局	所 長 支庁長 所 長 所 長 局 長	次 長 次 長 衛生環境課長 技術次長兼衛生環境課長 農政水産企画課長
熊 本 県 上益城地域振興局土木部 阿蘇地域振興局土木部	土木部長 土木部長	維持管理調整課長 維持管理調整課長
大 分 県 佐伯土木事務所	所 長	管理・保全課長
市 町 関 係 延 岡 市 日 之 影 町 高 千 穂 町 五 ヶ 瀬 町 高 森 町 山 都 町 佐 伯 市	市 長 町 長 町 長 町 長 町 長 町 長 市 長	生活環境課長 下水道課長 予防課長(消防本部) 水道課長 町民課長 町民生活課長 上下水道課長 住民福祉課長 財産管理課長 健康福祉課長 建設課長 環境対策課長